

各 位

会 社 名 ホーチキ株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員

細井 元

(コード番号:6745 東証プライム市場)

問合せ先 代表取締役専務執行役員 経営管理本部長 小林 靖治

(電話番号:03-3444-4111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024年8月30日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1	株式売出し	(引承人)	いるに知る	1+17 ト	る恵出し
Ι.	体形の元白し	ファイマ 八り	ノ貝以りマ	リルーチ	る知用した

(1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 1,707,400 株 種 類 及 び 数

(2)	売	出	人	及	CK	エア・ウォーター株式会社	500,000 株
	売	出	株	式	数	三井住友海上火災保険株式会社	493,000 株
						アイホン株式会社	298,800 株
						三菱UFJ信託銀行株式会社	256, 400 株
						株式会社立花エレテック	159, 200 株

- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25条に規定される方式により、2024年9月9日(月)から2024年9月11日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に 支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の 日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 細井 元に一任する。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2. を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 256,100株

種類及び数 (上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買 取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した 上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 256,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、 代表取締役社長執行役員 細井 元に一任する。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

本邦企業においては、コーポレートガバナンス・コードに対する取り組みなどから、政策保有株式を 見直す動きが進んでいます。今般、一部の株主様より、当社株式を売却したい旨の意向を確認したため、 当該株主様が保有する当社株式の円滑な売却を実現するため、上記株式売出しを実施いたします。今回 の株式売出しにより、株主層の拡大及び多様化、更なる流動性の向上を目指すものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 256,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、256,100 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2024 年 9 月 20 日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオー

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

バーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年9月 20 日 (金) までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式 (以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である三菱UFJ信託銀行株式会社並びに当社株主である綜合警備保障株式会社、三和ホールディングス株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による当社普通株式の発行及び業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。